

社会福祉協議会の歴史

	全国社会福祉協議会の歴史	掛川市社会福祉協議会の歴史
昭和 22 年	GHQ の厚生行政 6 原則など、民間社会事業団結の必要性が高まる→占領軍地方軍政部の指導により「社会福祉協議会」が地方に結成される	
昭和 26 年	日本社会事業協会、全日本民生委員連盟、同胞援護会の 3 団体合併で「中央社会福祉協議会」（現在の全国社会福祉協議会）が設立 全社協と都道府県社協が法制化される（社会福祉事業法）	掛川町社会福祉協議会設立（任意団体）
昭和 29 年		掛川市制施行に伴い、掛川市社会福祉協議会へ名称変更
昭和 30 年		大須賀町社会福祉協議会設立（任意団体）
昭和 37 年	全国社会福祉協議会が「社会福祉協議会基本要項」を定める	
昭和 44 年		掛川市社会福祉協議会法人認可
昭和 48 年		大浜町、城東村合併により、大東町社会福祉協議会設立（任意団体）
昭和 55 年		大須賀町社会福祉協議会法人認可
昭和 56 年		大東町社会福祉協議会法人認可
昭和 58 年	市町村社協、特別区社協が法制化される（社会福祉事業法の一部改正）	
平成 2 年	福祉八法改正により、市町村社協は「社会福祉を目的とする事業を企画し、及び実施するよう努める」よう位置付けられる	
平成 4 年	全国社会福祉協議会が「新・社会福祉協議会基本要項」を定める	
平成 12 年	社会福祉法成立。107 条～109 条（現在は、109 条～111 条）に規定。社会福祉協議会が地域福祉を推進する団体として明記される	
平成 17 年		市町村合併に伴い、掛川市社会福祉協議会・大東町社会福祉協議会・大須賀町社会福祉協議会が対等合併し、掛川市社会福祉協議会となる